

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

鹿屋市長 中西 茂



記

公売財産の種類		不動産			
公売の方法		入札（期間入札）			
公売の 日時	入札の期間	令和8年3月2日（月） から 3月3日（火）			
	開札の日時	令和8年3月5日（木） 午前9時			
公売の場所		鹿屋市役所 収納管理課			
最高価申込者の決定日時		令和8年3月5日（木） 午前10時			
最高価申込者の決定場所		鹿屋市役所 収納管理課			
売却決定の日時		令和8年3月12日（木） 午前9時			
売却決定の場所		鹿屋市役所 収納管理課			
買受代金の納付期限		令和8年3月12日（木） 午後2時30分			
買受人の資格 その他の要件		下記のとおり			
公売財産上の質権者、抵当権 者等の権利の内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から、配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。			
その他の事項		別紙「公売の注意書」を参照のこと。 公売物件は現状渡しとし、地積は公募上のものとする。 本市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは全て買受人の責任において行うこととなります。			
公 売 財 産	売却区分番号	公売財産の名称、性質及び所在	数量	見積価額	公売保証金
	1	鹿屋市寿1丁目3270-14 宅地 74.33㎡	1	360,000	40,000

記

1. 公売保証金、買受代金については現金で納付してください。
2. 市税滞納者、国税徴収法第92条、第99条の2及び第108条に規定する者は買受人となることができません。
3. 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、最高価である者に対して行います。
4. 最高価申込者となるべき者が2人以上ある場合には、期日入札により追加入札を行いません。
5. 上記の追加入札の日時は、令和8年3月5日（木）午後2時、場所は鹿屋市収納管理課とし、即時開札し最高価申込者を決定します。
6. 公売財産の所有権移転及び危険負担移転の時期は、買受人が買受代金を納付したときです。
7. 場合により公売中止となる可能性もありますので、入札参加前に鹿屋市収納管理課へご確認ください。

